

番 号	27請願第5号 (即 決)
受理年月日	平成27年11月30日
件 名	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求めることについて
提 出 者	武蔵野市所在 連合多摩東部第一地区協議会 議長 吉川利之助 ほか 18人
紹介議員	高谷真一郎
要 旨	
<p>〔趣旨〕</p> <p>我が国の公的年金制度は、公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しており、年金は老後の生活保障の柱となっています。</p> <p>しかし、グリーンピア問題や年金記録問題、厚生年金基金問題等により国民の年金制度に対する不信感は根強く、国民年金保険料の現年度納付率は60%前後で推移している状況です。そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、「公的・準公的資金の運用等の在り方」についての検討を掲げ、年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）に対し、リスク性資産割合を高める方向での基本ポートフォリオの見直しを初めとする改革を求めています。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、G P I Fには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことに問題があると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やG P I Fが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害をこうむることになります。</p> <p>こうした現状に鑑み、2015年12月の貴議会において意見書を採択の上、国会及び関係行政庁に提出くださいますよう、お願いいたします。</p>	